

網 監 査 第 23 号

平成 30 年 12 月 5 日

網走市長 水谷 洋 一 様

網走市議会議長 工藤 英 治 様

網走市監査委員 藤原 誉 康

網走市監査委員 山田 庫 司 郎

定期監査の結果に関する報告の提出について

地方自治法第 199 条第 9 項の規定に基づき、平成 30 年度に実施した定期監査の結果に関する報告を別紙のとおり提出します。

平成30年度

定期監査結果報告書

網走市監査委員

## 平成 30 年度 定期監査結果報告

### 1. 監査の対象

#### ◎市長部局

- 企画総務部 総務防災課、財政課、税務課
- 市民環境部 市民活動推進課、生活環境課
- 健康福祉部 介護福祉課、子育て支援課
- 建設港湾部 都市整備課、都市管理課

#### ◎教育委員会

- 社会教育部 美術館、図書館、博物館

#### ◎事務局等

会計課、議会事務局

### 2. 監査の期間

平成 30 年 4 月 23 日から平成 30 年 11 月 22 日まで（市長部局等関係）

### 3. 監査執行者

網走市監査委員 藤原 誉 康

網走市監査委員 山田庫司郎

### 4. 監査の対象年度等

平成 29 年度及び平成 30 年度（4 月～6 月）。なお、事務に関連する場合は、平成 28 年度及び直近事務の一部も対象とした。

### 5. 監査の主眼

一般会計及び特別会計に係る財務に関する事務の執行について、適正かつ合理的、能率的に行われているかという点を主眼として、予算の執行状況のほか、財産及び物品の取得・管理状況、委託業務等に係る契約事務、公金及び現金の取扱い状況（市職員が経理を担当する団体を含む）、諸帳簿等の整備状況等について監査を実施した。

### 6. 監査の方法

監査にあたっては、対象部局から関係資料の提出を求め、これらの書類を審査するとともに、関係職員より事務事業の執行状況及び内容について説明を受けるほか、必要に応じ現地の確認等を実施するなどの方法により監査を行った。

### 7. 監査の結果

財務に関する事務の執行状況については、概ね適正に処理されていることが認められたが、一部において、次のような改善等を要する指摘事項が見られた。

## 指 摘 事 項

### 1. 契約事務の適正な執行について

契約事務において、次の不適切な事務処理が見られたので、基本的な事務の取扱いを十分確認し、法令等を順守した適正な契約事務の執行に努められたい。

- (1) 決裁文書において、指名競争入札とした法令等の根拠が不適切であったこと。
- (2) 設計審査書において、設計金額の算出根拠の書類が添付されていなかったこと。
- (3) 設計金額と予定価格が一致していなかったこと。
- (4) 予定価格調書において、「予定価格」の記載は必須であるにも関わらず未記入となっており、「入札・見積書比較価格」のみの記入であったこと。
- (5) 入札において、「見積書」によって2者が入札していたこと。

【議会事務局】

## 指 導 事 項

### 1. 契約事務の適正な執行について

- (1) 長期継続契約については、「網走市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づく「網走市長期継続契約を締結することができる契約に係る事務取扱要領」（以下、「取扱要領」という。）により、長期継続契約である旨を明記すること及び契約条項の特記事項として、契約解除の条項を設けることとなっていることから、次年度以降、契約期間満了までの期間は覚書を取り交す等、取扱要領を順守し、適正な契約事務の執行に努められたい。

【総務防災課】

【市民活動推進課】

- (2) 予定価格が「地方自治法施行令第167条の2第1項第1号」に基づく「別表第五」で定める額を超えた随意契約が見受けられた。

地方公共団体の契約は、原則入札に基づき契約すべきであることから、随意契約で締結するのであれば、「地方自治法施行令第167条の2第1項」のいずれかの号に該当するかを明らかにし、その契約事由及び法的根拠を決裁文書において具体的に明記する必要がある。

今後は、適正な契約事務の執行に努められたい。

【子育て支援課】

- (3) 随意契約を締結しようとするときは、「地方自治法施行令第167条の2第1項」のいずれかの号に該当するかを明らかにし、1者により随意契約を締結する場合は、その契約事由及び法的根拠を決裁文書において具体的に明記する必要がある。

今後は、適正な契約事務の執行に努められたい。

【市民活動推進課】

(4)「地方自治法施行令第167条の2第1項第3号」の規定により、シルバー人材センター並びに福祉施設等を相手方とする物品又は役務の提供に係る随意契約（特定随意契約）を行う場合には、「網走市契約に関する規則」及び「網走市特定随意契約の公表に関する要綱」の規定に定める公表等の手続をするものとされている。

今後は、適正な契約事務の執行に努められたい。

【市民活動推進課】

【博物館】

## 2. 公金の適正な取扱いについて

介護保険料の徴収に伴う釣銭について、会計管理者から釣銭の交付を受けずに私費で対応していた。

収納する現金の取扱件数が少ないものや、一時的なものについて釣銭を用意すると不必要に釣銭管理の事務が生じることにはなるが、公金を取扱う所属において、職員個人の所持金と公金とを混在させて取扱うことは、不正や間違いの原因となり不適切であることから、適正な事務の執行に努められたい。

【介護福祉課】

## その他の意見

上の指摘等事項とは別に、その他の監査意見として、口頭又は文書による指導等を行った。

- |         |    |       |
|---------|----|-------|
| 1. 意見事項 | 2件 |       |
| 2. 要望事項 | 4件 | (計6件) |

網 監 査 第 22 号

平成 30 年 12 月 5 日

網走市長 水谷 洋 一 様

網走市議会議長 工藤 英 治 様

網走市監査委員 藤原 誉 康

網走市監査委員 山田 庫 司 郎

定期監査（財政援助団体等に対する監査）の結果に関する報告の提出  
について

地方自治法第 199 条第 9 項の規定に基づき、平成 30 年度に実施した定期監査（財政援助団体等監査）の結果に関する報告を別紙のとおり提出します。

平成30年度

定期監査結果報告書  
(財政援助団体等監査)

網走市監査委員

## 平成 30 年度 定期監査（財政援助団体等）結果報告

### 1. 監査の対象

#### ◎市長部局

#### ○市民環境部

- ・網走市潮見コミュニティセンター
- ・網走市向陽ヶ丘住民センター

#### ○健康福祉部

- ・網走市老人デイサービスセンター

### 2. 監査の期間

平成 30 年 4 月 23 日から平成 30 年 11 月 22 日まで（市長部局等関係）

### 3. 監査執行者

網走市監査委員 藤原 誉 康

網走市監査委員 山田庫司郎

### 4. 監査の対象年度等

平成 29 年度及び平成 30 年度（4 月～6 月）。なお、事務に関連する場合は、平成 28 年度及び直近事務の一部も対象とした。

### 5. 監査の主眼

主に、公の施設に係る指定管理者に係る出納、その他の事務・管理等に関する執行について、適正かつ合理的、能率的に行われているかという点を主眼として、予算の執行状況のほか、公金及び現金の取扱い状況（市職員が経理を担当する団体を含む）、施設の管理状況等について監査を実施した。

### 6. 監査の方法

監査にあたっては、対象部局から関係資料の提出を求め、これらの書類を審査するとともに、関係職員より事務事業の執行状況及び内容について説明を受けるほか、必要に応じ現地の確認等を実施するなどの方法により監査を行った。

### 7. 監査の結果

財務に関する事務の執行状況については、概ね適正に処理されていることが認められた。



網 監 査 26 号

平成 31 年 1 月 11 日

網走市長 水谷 洋 一 様

網走市議会議長 工藤 英 治 様

網走市監査委員 藤原 誉 康

網走市監査委員 山田 庫 司 郎

定期監査（学校）の結果に関する報告の提出について

地方自治法第 199 条第 9 項の規定に基づき、平成 30 年度に実施した定期監査（学校）の結果に関する報告を別紙のとおり提出します。

平成30年度

定期監査結果報告書

(学校監査)

網走市監査委員

## 平成 30 年度 定期監査（学校）結果報告

### 1. 監査の対象

◎教育委員会

○学校関係 南小、潮見小、第一中、第三中

### 2. 監査の期間

平成 30 年 8 月 22 日から平成 30 年 12 月 25 日まで

### 3. 監査執行者

網走市監査委員 藤原 誉 康

網走市監査委員 山田庫司郎

### 4. 監査の対象年度等

平成 29 年度を対象年度とした。また、事務に関連する場合は、平成 28 年度以前の実績等も参考とした。

### 5. 監査の主眼

会計や財務、備品等の使用及び管理に関する業務の執行について、適正かつ合理的、能率的に行われているかという点を主眼とし、各会計の状況、財産及び物品の取得、使用及び管理の状況、公金及び現金の取扱い状況、諸帳簿等の整備状況等について監査を実施した。

### 6. 監査の方法

監査にあたっては、学校教育課を通して関係資料の提出を求め、これらの書類を審査するとともに、関係職員より事務事業の執行状況及び内容について説明を受けるほか、必要に応じ監査当日に現地確認を実施するなどの方法により監査を行った。

### 7. 監査の結果

会計事務及び業務管理に関わる監査項目の執行状況については、概ね適正に処理されていることが認められた。

網 監 査 29 号

平成 31 年 1 月 8 日

網走地区消防組合 管理者 水 谷 洋 一 様

網走地区消防組合議会 議 長 工 藤 英 治 様

網走地区消防組合監査委員 藤 原 誉 康

網走地区消防組合監査委員 深 川 昇

定期監査（網走地区消防組合）の結果に関する報告の提出について

地方自治法第 199 条第 9 項の規定に基づき、平成 30 年度に実施した定期監査（消防組合）の結果に関する報告を別紙のとおり提出します。

平成30年度

定期監査結果報告書

(網走地区消防組合監査)

網走地区消防組合監査委員

## 平成 30 年度 定期監査（網走地区消防組合）結果報告

### 1. 監査の対象

- ◎網走地区消防組合
- 消防本部、網走消防署、大空消防署

### 2. 監査の期間

平成 30 年 8 月 17 日から平成 30 年 12 月 25 日まで

### 3. 監査執行者

網走地区消防組合監査委員 藤原 誉 康  
網走地区消防組合監査委員 深川 昇

### 4. 監査の対象年度等

平成 29 年度を対象年度とした。また、事務に関連する場合は、平成 28 年度以前の実績等も参考とした。

### 5. 監査の主眼

会計や財務、備品等の使用及び管理に関する業務の執行について、適正かつ合理的、能率的に行われているかという点を主眼とし、各会計の状況、財産及び物品の取得、使用及び管理の状況、公金及び現金の取扱い状況、諸帳簿等の整備状況等について監査を実施した。

### 6. 監査の方法

監査にあたっては、組合本部を通して関係資料の提出を求め、これらの書類を審査するとともに、関係職員より事務事業の執行状況及び内容について説明を受けるほか、必要に応じ監査当日に現地確認を実施するなどの方法により監査を行った。

### 7. 監査の結果

会計事務及び業務管理に関わる監査項目の執行状況については、概ね適正に処理されていることが認められたが、一部において、次のような改善等を要する指摘事項が見られた。

## 指 導 事 項

### 2. 契約事務の適正な執行について

(1) 長期継続契約については、「網走地区消防組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づく「網走地区消防組合長期継続契約を締結することができる契約に係る事務取扱要領」(以下、「取扱要領」という。)により、長期継続契約である旨を明記すること及び契約条項の特記事項として、契約解除の条項を設けることとなっていることから、次年度以降、契約期間満了までの期間は覚書を取り交す等、取扱要領を順守し、適正な契約事務の執行に努められたい。

【消防本部】

## そ の 他 の 意 見

上の指摘等事項とは別に、その他の監査意見として、口頭又は文書による指導等を行った。

3. 意見事項                    1 件